

助成費支給基準

1. 目的

第1条

一般社団法人日本デフバドミントン協会（以下、本協会という）の会員が、協会主催行事・大会および国際大会に参加するために、本基準に基づき、助成費を支給する。

2. 支払方法

第1条

助成費は代表に対して支払い、本人名義の銀行口座への振込を原則とする。

3. 助成費対象

第1条

助成費は、協会主催行事・大会および国際大会を対象に、助成金額は【別表1】のとおりとする。

- (1) 日本ろう者バドミントン選手権
- (2) 日本ろう者ランキングサーキット大会
- (3) スキルアップ合宿（講習会）
- (4) 国際大会
 - ①アジア太平洋ろう者スポーツ大会（アジアデフリンピック）
 - ②アジア太平洋ろう者バドミントン選手権大会
 - ③世界ろう者バドミントン選手権大会
 - ④夏季デフリンピック競技大会
 - ⑤その他（本協会が認められた大会）

4. 基準外事項

第1条

この基準に定めのない事項については、代表理事で決定する。

5. 基準の改廃

第1条

この基準の改廃は、理事会において行う。

附 則

この基準は2018年4月28日から施行する。

【別表１】助成金額

日本ろう者バドミントン選手権		50,000 円
日本ろう者ランキングサーキット大会		10,000 円
スキルアップ合宿（講習会）		10,000 円
国際大会	アジア太平洋ろう者スポーツ大会	50,000 円
	アジア太平洋ろう者バドミントン選手権大会	50,000 円
	世界ろう者バドミントン選手権大会	50,000 円
	夏季デフリンピック競技大会	100,000 円
	その他（本協会が認められた大会）	50,000 円